

# 放課後児童支援員に係る都道府県認定の考え方（案）

資料 3

## 【認定の仕組み（案）】

事 項	主 な 内 容
1. 認定要件	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、都道府県知事が行う研修（以下「認定研修」という。）の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者
2. 認定主体	都道府県（委託は不可）
3. 認定手続等	<p>(1) 都道府県は、認定研修を修了した者に対して、国が定める全国共通様式の「放課後児童支援員認定研修修了証（仮称）」[賞状形式及び携帯用形式]を交付する。</p> <p>(2) 都道府県は、修了証を交付した者の必要事項【<u>氏名、生年月日、現住所又は連絡先(P)、修了年月日、修了証番号等</u>】を記載した「〇〇都道府県放課後児童支援員認定者名簿（仮称）」の作成・管理を行う。</p> <p>(3) 都道府県は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報保護に十分留意して、<u>安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できるようにしなければならない。</u></p> <p>(4) 認定を受けた者は、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先(P)）に変更が生じたとき、又は修了証を紛失（又は汚損）したときは、速やかに、当該都道府県に申し出て、<u>変更等の手続をしなければならない。</u></p>
4. 認定（修了証）の効果	<u>交付された修了証は、全国共通で効力を持つ（通用する）ものとし、放課後児童健全育成事業所は、当該事業所に放課後児童支援員として新たに採用する際には、修了証の提示を求め、資格要件の有無の確認を行うものとする。その際、採用を希望する者は、修了証の提示を求められた場合には、拒むことができない。</u>
5. 認定（修了証）の確認[任意]	<p>(1) <u>修了証の提示を受けた放課後児童健全育成事業者（民間事業者）は、任意で、事業の届け出を行った市町村に対し、当該修了証の確認の照会を行うことができる。</u></p> <p>(2) <u>照会を受けた市町村は、管轄の都道府県に同様の照会を行い、当該都道府県は、修了証を交付した都道府県に、認定者名簿への記載の有無等についての照会を行うことにより、当該修了証の有効性の確認を行うことができる。</u></p>

事 項	主 要 な 内 容
6. 認定の取消	<p>認定を受けた者が、次の事由に該当する場合には、都道府県は、当該者を認定者名簿からの削除を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合</li> <li>② 虐待等の禁止(基準第12条)に違反した場合</li> <li>③ 秘密保持義務(基準第16条第1項)に違反した場合</li> <li>④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など</li> </ul>

(※)認定の仕組みの詳細については、引き続き検討

